欠格事由に該当しないことの誓約書例

|  |
| --- |
| 誓 約 書    社会福祉法人○○会の（評議員・理事・監事）に就任することにあたり、社会福祉法第４０条第１項等に規定する（評議員・理事・監事）の欠格条項に該当しないことを誓約します。      令和 年 月 日    住 所    氏 名        社会福祉法人〇〇会    理事長 〇〇〇〇 様 |

# ＜欠格条項＞

社会福祉法抜粋（役員の定数、任期、選任及び欠格）

第 40 条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

1．法人

2．心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

3．生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

4．前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

5．第 56 条第 8 項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

6．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(第128条第1号ニ及び第3号において「暴力団員等」という。)

第 44 条 第 40 条第 1 項の規定は、役員について準用する。

社会福祉法人審査基準抜粋（第３ 法人の組織運営 １ 役員等）

（６） 暴力団員等の反社会的勢力の者は，評議員又は役員となることはできないこと。